



社会福祉法人
すずめ福祉会



ともに生きる社会へ。

ノーマライゼーション(*)の実現を目指して
地域とともに歩んでいます。



*

ノーマライゼーション(NORMALIZATION)とは、
障害のある人となない人が、特別に分けられることなく、同じよ
うに社会のなかで暮らしていけることを大切にする考え方です。
それは、「障害のある人のため」だけのものではありません。
だれもが幸せに、自分らしく生きられる社会を目指す、やさし
い理念です。

けれど現実には、障害のある方を取り巻く環境には、まだま
だたくさんの困難があります。だからこそ、わたしたちひとり
一人、そして社会全体が、暮らしのあり方を見つめ直すことが
大切だと感じています。





皆様と共に歩んだ50年を振り返って

振り返ればなんだか遠い昔のようでもあり、あっという間でもありました。
これまでの「すずめ」の歩み、そこには大きな特徴がありました。

それは、多くの市民の方々のご支援があったということです。

開所して間もなく、当時 RKC のラジオでパーソナリティをしていた浜田容助さんが、彼の番組の中で「すずめの日記」と題して週 5 日間を、ほぼ 1 年間続けて取り上げてくださったことです。

このことにより県下全域に「すずめ」のことが知れわたり、都会の施設を出て、高知の地で生きようとしている障害者の姿を知ってもらえたのです。

自主製品の洗濯ばさみや静電はたきの購入をはじめ、資金作りのための廃品回収やバザーのための物品提供など、実にたくさんの方の支援をいただきました。

作業所に集う人が増え続け、財政的な安定、活動場所の安定などが最終的な課題となり、1983 年には身体障害者通所授産施設定員 20 名の施設を高知市の土地に建設する計画を決定し、新たな運営組織として社会福祉法人すずめ福祉会が翌年 12 月に当時の厚生省から認可を受けました。

こうして 1985 年 4 月からすずめは再スタートを切ることになったのです。

このように、この 50 年間、いつも多くの市民の方々のご支援を受けて、すずめは歩みつづけてきたといえるのです。

そして、今後も今までと同様に歩み続けたいと思います。

社会福祉法人すずめ福祉会 理事長

中原 悟



すずめ憲章

すずめのこれまでの歩みを基として、時が流れ、職員が変わっても「すずめ」が「すずめ」であり続けるために、発足 30 年目に定めました。「すずめ共同作業所」は、1975 年 11 月 17 日に、同じ障害者施設で利用者と職員であった 4 名の若者の「食・住が保障されているだけの施設ではなく、地域のなかで働き生きていきたい。」という強い願いのもとに、お母さんたちの支援を受けて発足しました。

以来 30 年、人並みに働き収入を得ることの困難さに直面しながらも、民主的な運営と協働のある人を中心とした取り組みをしてきました。今日では、その輪も少しずつ広がって 6 つの施設を運営するまでになりました。

関係者はもちろん、実にたくさんの方々のご支援をいただいでここまで進むことができました。感謝の気持ちとともに、あらためてこの運動の必要性を実感しています。しかし、残念ながらまだ自ら働いたお食で自立することはできていません。社会全体での真摯な取り組みが必要です。

私たちは、これまでの活動を振り返りながら、障害者と共にまったく同じ社会で生きていける「ノーマリゼーション社会」の実現をめざします。そして今後の確かな歩みを築くとともに、その道しるべとしてこの憲章を定めます。

【責務】

第 1 条 この憲章は、「すずめ」の関係者全員（以下「すずめ」）が守るべきものです。

【事業の目的】

第 2 条 「すずめ」は障害者福祉のみならず、ノーマリゼーション社会（障害を持つ人ももたない人も同じ市民として生活できる社会）の実現を目標とします。またその時々々の社会的課題に正面から取り組み、県民福祉の向上のため、力を尽くします。

【人としての自由に豊かに生きる権利を守る】

第 3 条 「すずめ」は、すべての人が生まれながらにして持つ基本的人権を守ります。人権侵害は決して許しません。

【人間の大切さを認める】

第 4 条 「すずめ」は、あらゆる活動においてすべての人を最大限尊重します。

【サービスを利用する人が主人公の活動】

第 5 条 「すずめ」は、常に利用者を中心として活動します。

【みんなで行う活動とわかりやすい仕組み】

第 6 条 「すずめ」は、すべての事業について民主的で透明な経営を行います。

【地元の理解と協力を得る活動】

第 7 条 「すずめ」は、それぞれの地域に根ざして活動します。

【働くところを作る】

第 8 条 「すずめ」は、発足時の願いを大切に、同年代と同じくらいの収入になるような雇用の場づくりを社会にさきがけて取り組みます。



社会福祉法人

すずめ福祉会

〒781-0802 高知県高知市丸池町 1-1-15

法人事務局 TEL 088-855-8311 FAX 088-855-8322



事業・施設のご紹介



■ すずめ共同作業所

就労継続支援B型では、下請け作業、印刷やゴム印等の作成を行っています。生活介護では生活訓練や散歩ドライブ、また牛乳パックやマット切りを行い余暇の充実を図ります。



■ 通所センター1・2・3

メンバーの無限の可能性を引き出し、地域に届けたいセンターを目指します。(生活訓練、機能訓練、創作、音楽活動、燐製品作り、軽運動、レクリエーション等)



■ すずめ旭天神センター

就労継続支援B型では、古紙、アルミ缶の収集と販売、畑作業による作物の販売、下請け作業を行っています。生活介護では手先の駆動訓練、散歩、軽運動、ドライブなどの活動を行っています。



■ すずめ燐製工房

燐製品作りと創作活動を行う班に分かれています。共通活動(生活訓練、機能訓練、音楽活動、軽運動、レクリエーション等)も行います。



■ すずめ旭天神センター2

生活介護では手先の駆動訓練、散歩、軽運動、ドライブなどの活動を行っています。



■ すずめ三里ホーム

たとえ障がいがあるとしても地域で暮らしたい、その思いに応えた支援を行っています。



■ すずめのお宿Ⅲ

共同生活の中で、それぞれの個性を活かし、地域で暮らすことを目指します。



■ すずめのお宿Ⅰ

共同生活の中で、それぞれの個性を活かし、地域で暮らすことを目指します。



■ すずめのお宿Ⅳ

共同生活の中で、それぞれの個性を活かし、地域で暮らすことを目指します。



■ すずめのお宿Ⅱ

共同生活の中で、それぞれの個性を活かし、地域で暮らすことを目指します。



■ すずめのお宿Ⅴ

共同生活の中で、それぞれの個性を活かし、地域で暮らすことを目指します。

※1 通所センター1・2・3 とすずめ燐製工房、合わせて定員40名となります。



あたりまえのことが、あたりまえになる社会の実現を目指して——。



■ ゆるりの丘

児童から高齢の方までが利用できる事業所です。アットホームで居心地のいい場所を目指しています。(軽運動、散歩、レクリエーション、入浴支援等)



■ すずめ相談支援センター

障害のある人たちがよりよく生活できるように相談支援業務を行っています。



■ Basic / Basic+

毎日の生活が、その子らしく送れるためのお手伝いをしています。(個別療育、小集団療育、社会性、生活支援、レクリエーション等)



■ 法人事務局

法人全体の人、しくみを整え、安心して福祉サービスをとどけられる環境をつくります。

わたしたちの歩み(沿革)

- 1975年 「すずめ共同作業所」 発足
- 1977年 高知県に財団法人すずめ福祉会の認可申請
- 1978年 高知県より(財)すずめ福祉会の認可を受ける
- 1984年 厚生省に社会福祉法人すずめ福祉会の認可申請
- 1984年 厚生省より社会福祉法人すずめ福祉会の認可を受ける
- 1985年 身体障害者通所授産施設「すずめ共同作業所」を設置・運営
- 1992年 「すずめ三里ホーム」を設置・運営
- 2000年 「すずめ通所センター」を設置・運営
- 2003年 「すずめ燐製工房」を設置・運営
- 2005年 「すずめのお宿Ⅰ」を設置・運営
「すずめ憲章」を定める
- 2006年 「すずめ旭天神センター」を設置・運営
- 2007年 「すずめ日中活動支援センター」を設置・運営
- 2011年 「すずめのお宿Ⅱ」を設置・運営
- 2013年 「すずめ相談支援センター」を設置・運営
- 2015年 すずめ共同作業所従たる事業所「喫茶すずめ」を設置・運営
- 2015年 「すずめ一宮日中一時支援センター」を設置・運営
- 2015年 「高知市障害者相談センター南部」高知市と委託契約
- 2017年 「すずめのお宿Ⅲ」を設置・運営
- 2019年 「すずめ旭天神センター2」を設置・運営
- 2021年 「すずめ児童デイ BASIC(ベーシック)」を設置・運営
- 2021年 「すずめのお宿Ⅳ」を設置・運営
- 2023年 「すずめ旭天神日中一時支援センター」を設置・運営
- 2023年 「すずめのお宿Ⅴ」を設置・運営
- 2025年 「ゆるりの丘」設置・運営
- 2026年 「すずめのお宿Ⅵ」を設置・運営予定



「のんき、こんき、げんき!」が私たち、みんなの合言葉。